



2017年11月6日号

(W&B No. 2017011CY)

目次

- 1. 不正競争防止法の改正施行の公示 (2017年11月4日)
- 2. 野生植物保護条例などの改正の公示 (2017年10月23日)

【1】不正競争防止法の改正施行の公示 (2017年11月4日)

全人代常務委員会は2017年11月4日付、予てより改正を進めていた反不正当竞争法(不正競争防止法)の改正を承認し、来年2018年1月1日より施行することを発表した。本日現在、政府サイトでは公示されていないが複数のニュースソースから発表されたため、下記のように新旧条文対応形式でご紹介する。

関連サイト：http://news.xinhuanet.com/2017-11/04/c_1121906586.htm

中国の不正競争防止法は、1993年12月に施行され、その後、1995年に最高人民法院が知名商品や営業秘密に関する司法解釈を公示し、2007年には民事訴訟の司法解釈を出して以来の大きな変化となる。今回の改正法は5章32条と同じ分量であるものの、10条の新設と削除となっている。第4章を被疑不正競争行為の調査と改正し、監督検査部門の職能を明確にしている。

総則では、国务院の権能を初めて明記する一方、業界団体の自律活動を義務付けている。

不正競争行為の類型では、政府及び公共企業を対象から除外、非不正競争行為、抱合せ販売行為、談合を除外した。一方、知名商品では登録商標にかかる規定を削除し、知名度を「一定の影響のあるもの」と変更するとともに、包括的条項を設けて広範な対応を予定させている。現在多くの事件がある贈収賄については、具体的な定義を加え、幫助行為も追加した。

法律責任では、正当な競争行為を制限する信用や評判を害する行為、インターネット上のビジネスでの不正競争についての処罰を明示するとともに、全体的に処罰額を大きく増額している。一方、軽微な罪状についての処罰方法を明確化している。

仮訳を作成し、各位のご参考とする。

●新旧法律の各条項対照表

中華人民共和國反不正當競爭法	中華人民共和國反不正當競爭法(2018年法)
(1993年9月2日中華人民共和國主席令第十號公布)	(1993年9月2日第八屆全國人民代表大會常務委員會第三次會議採擇、2017年11月4日第十二屆全國人民代表大會常務委員會第三十次會議改正、2018年1月1日より施行)
第1章 總則	第1章 總則
第1條 社會主義市場經濟的健全發展為保障、公平的競爭為獎勵及保護、不正競爭行為為制止、事業者及び消費者の合法的權益為保護するために、本法を制定する。	第1條 社會主義市場經濟的健全發展為保障、公平的競爭為獎勵及保護、不正競爭行為為制止、事業者及び消費者の合法的權益為保護するため、本法を制定する
第2條 事業者は市場取引において、自由意思、平等、公正、信義誠実の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵	第2條 事業者は生産事業活動において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律及び一般

<p>守しなければならない。</p> <p>本法にいう不正競争とは、事業者が本法に違反し、その他の事業者の合法的権益を害し、社会経済秩序を混乱させる行為をいう。</p> <p>本法にいう事業者とは、商品の販売或いは営利性のサービス(以下、商品はサービスを含む)に従事する法人、その他の経済組織及び個人をいう。</p>	<p>に認められる商業倫理を遵守しなければならない。</p> <p>本法で言う不正競争行為とは、事業者が製造販売活動中に、本法の規定に違反し、市場の競争秩序を混乱させ、他の事業者、<u>或は消費者</u>の合法的な権益を害する行為を言う。</p> <p>本法で言う事業者とは、商品の生産、事業或いはサービスの提供(以下「商品」はサービスを含む)に従事する<u>自然人、法人及び非法人組織</u>を言う。</p>
<p>第3条 各クラスの人民政府は措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境及び条件を作り出さなければならない。</p> <p>県クラス以上の人民政府及び工商行政管理部門は不正競争行為に対し監督検査を行う。法律、行政法规に対しその他の部門が監督検査を行うという規定がある場合、当該規定に従う。</p>	<p>第3条 各クラスの人民政府は措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境及び条件を作り出さなければならない。</p> <p><u>國務院は反不正競争活動の協調メカニズムを構築し、反不正競争の重大な政策を研究・決定し、市場での競争秩序を維持するための重大な課題に協調して処理し維持する。</u></p> <p>第4条 県クラス以上の人民政府は工商行政管理責任部門が不正競争行為に対して処分することを履行する。法律、行政法规が他の部門の処分を規定している場合、当該規定に従う。</p>
<p>第4条 国は一切の組織及び個人が不正競争行為に対し社会的監督を行うことを奨励、支持及び保護する。</p> <p>国家機関及びその職員は不正競争行為を支援、庇護してはならない。</p>	<p>第5条 国は一切の組織及び個人が不正競争行為に対し社会的監督を行うことを奨励、支持及び保護する。</p> <p>国家機関及びその職員は不正競争行為を支援、庇護してはならない。</p> <p><u>業界組織は業界を自律し、法に基づき会員を指導、規範し、市場の競争秩序を維持しなければならない。</u></p>
<p>第2章 不正競争行為</p>	<p>第2章 不正競争行為</p>
<p>第5条 事業者は以下に掲げる不正手段を用い市場で取引し、競争相手に害してはならない:</p> <p>(1)他人の登録商標を盗用すること;</p> <p>(2)無断で著名商品の特有な名称、包装、装飾を使用或は著名商品と類似する名称、包装、装飾を使用し、他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品と誤認させること;</p> <p>(3)無断で他人の企業名称或は姓名を使用し、他人の商品と誤認するよう誘引すること;</p> <p>(4)商品上に証明標識、有名標識など品質標識を偽造、冒用し、産地を偽造し、商品品質を誤解させ誘引するように虚偽表示をすること。</p>	<p>第6条 事業者は以下に掲げる混乱行為を<u>実施し</u>、他人の商品或は他人と特定な関係があると誤認するよう誘引してはならない:</p> <p>(1)無断で他人の<u>一定の影響の有る</u>商品の名称、包装、装飾など同一、或は類似する標識を使用すること;</p> <p>(2)無断で他人の<u>一定の影響の有る</u>企業名称(略称、屋号などを含む)、社会組織名称(略称など含む)、姓名(ペンネーム、芸名含む)を使用すること;</p> <p>(3)無断で他人の<u>一定の影響の有る</u>ドメイン名の要部、ウェブサイト名、ウェブページ、チャンネル、プログラム、コラム名及び標識などを使用すること;</p> <p>(4)他人の商品或は他人と特定な関係があると混同す</p>

	る行為により誤認するよう誘引することに足りるその他のこと。
第 6 条 公共企業或はその他の法に基づき独占地位を有している事業者は、他人を限定し、その指定事業者の商品を購入させることで、その他の事業者の公正な競争を排除してはならない。	(削除)
第 7 条 政府及びその所属部門は行政権力を濫用し、他人を限定し、その指定する事業者の商品を購入させ、その他の事業者の正当な経営活動を制限してはならない。 政府及びその所属部門は行政権力を濫用し、その他の地方の商品が本市場に参入、或いは本地の商品がその他の地方の市場に参入することを制限してはならない。	(削除)
第 8 条 事業者は財物或はその他の贈賄手段を用いて商品の販売或いは購入をしてはならない。相手組織或いは個人に記帳しない割引を与えた場合、贈賄行為と見做し処罰する。相手組織或いは個人が記帳しない割引を受けた場合、収賄行為と見做し処罰する。 事業者は商品を販売或いは購入する場合、相手に割引を明示することで、仲介者にコミッションを与えることができる。事業者が相手に割引を与え、仲介者にコミッションを与えた場合、必ずありのまま記帳しなければならない。割引或はコミッションを受けた事業者は必ずありのまま記帳しなければならない。	第 7 条 事業者は金品或は他の贈賄手段を用いて <u>以下に掲げる組織或は個人と、取引機会或は競争優位を獲得してはならない:</u> <u>(1)取引相手方の職員;</u> <u>(2)取引相手方の委託を受けた関連事務手続きの組織或は個人;</u> <u>(3)職権或は取引に影響する影響力を利用する組織或は個人。</u> 事業者は取引活動中に、取引相手方に割引或は仲介者にコミッションを支払う場合、明示することができる。事業者が取引相手方に対する割引、或は仲介者に対するコミッションを支払う場合、ありのままに記帳しなければならない。割引、コミッションを受け取った事業者はありのままに記帳しなければならない。 <u>事業者の職員が賄賂を行った場合、事業者の行為と認定しなければならない。但し、事業者が証拠をもとに当該職員行為が事業者の取引機会或は競争優位の獲得と無関係と証明した場合は除外する。</u>
第 9 条 事業者は広告或はその他の方法を利用し、商品の品質、制作成分、性能、用途、生産者、有効期間、産地などについて、誤解するよう誘引する虚偽宣伝を行ってはならない。 広告事業者は明らかに知りながら或は知りうる状態で虚偽広告を代理、設計、制作、発表してはならない。	第 8 条 事業者は当該商品の性能、機能、品質、販売状況、使用者の評価、受賞などによる虚偽或は誤認するよう誘引する商業宣伝により、消費者を詐欺、惑わしてはならない。 <u>事業者は組織的な虚偽の取引などの方法により、他の事業者が虚偽或は誤認するよう誘引する商業宣伝を幫助してはならない。</u>

<p>第10条 事業者は以下掲げる手段を用い商業秘密を侵害してはならない：</p> <p>(1) 窃盗、誘引、脅迫或はその他の不正手段により権利者の商業秘密を獲得すること；</p> <p>(2) 前項の手段を用いて獲得した権利者の商業秘密を開示、使用或は他人に使用を許諾すること；</p> <p>(3) 契約或は権利者との商業秘密保持に関する要求に違反し、掌握している商業秘密を開示、使用或いは他人に使用を許諾すること。</p> <p>第三者は前項列挙の違法行為と知りながら或いは知りうる場合で、他人の商業秘密を取得、使用或いは開示した場合、商業秘密を侵害したと見做される。</p> <p>本条にいう商業秘密とは、公衆に知られず、権利者に経済利益をもたらす、実用性を有するとともに権利者が秘密保持措置を取った技術情報及び経営情報をいう。</p>	<p>第9条 事業者は以下に掲げる営業秘密を侵害する行為をしてはならない：</p> <p>(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫或はその他の不正な手段により権利者の商業秘密を得ること；</p> <p>(2) 前項の手段で得た権利者の営業秘密を開示、使用或は他人に使用を許諾すること；</p> <p>(3) 契約に違反或は権利者との営業秘密保持に関する要求に違反し、その保持する営業秘密を開示、使用或は他人に使用を許諾すること；</p> <p><u>第三者が営業秘密は権利者の従業員、元従業員或はその他の組織、個人が前項に列挙する違法行為を実施していることを知りながら或いは知りうる場合、営業秘密の侵害と見做す。</u></p> <p>本法で言う営業秘密とは、公衆に知られていず、事業上の価値を具有するとともに権利者が相応の秘密保持の措置をしている技術情報及び経営情報をいう。</p>
<p>第11条 事業者は競争相手を排除することを目的に、商品のコストを割る価格で販売してはならない。</p> <p>以下に掲げる状況の一つに該当する場合、不正競争行為とみなさない：</p> <p>(1) 新鮮商品を販売すること；</p> <p>(2) 有効期限がまさに切れる商品或いはその他滞貨商品の処理すること；</p> <p>(3) 季節性の値下すること；</p> <p>(4) 債務弁済、転業、廃業などでの商品の値下げ販売すること。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条 事業者が商品を販売する場合、購入者の意思に背いて商品を抱合せ販売、或いはその他の不合理な条件をつけてはならない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第13条 事業者は以下に掲げる懸賞景品付販売をしてはならない：</p> <p>(1) 懸賞があると偽り或は故意に内定者が懸賞を得られる詐欺的方法で懸賞景品付販売をすること；</p> <p>(2) 懸賞景品付販売の手段を利用して粗悪品を高価で販売すること；</p> <p>(3) 抽選方式による懸賞景品付販売の場合、最高賞の金額が5,000元を超えること。</p>	<p>第10条 事業者は以下に掲げる懸賞景品付販売をしてはならない：</p> <p>(1) 懸賞の種類、景品交換条件、賞金の金額或は商品など懸賞景品付販売の情報が不明確で、景品交換に影響を及ぼすこと；</p> <p>(2) 懸賞があると偽り或は故意に内定者が懸賞を得られる詐欺的方法で懸賞景品付販売をすること；</p> <p>(3) 抽選方式による懸賞景品付販売の場合、最高賞の金額が5万元を超えること。</p>
<p>第14条 事業者は虚偽の事実を捏造、配布し、競争相</p>	<p>第11条 事業者は虚偽の情報を捏造、虚偽情報或は</p>

<p>手の商業名譽或いは商品の評判を害してはならない。</p>	<p>誤認させる情報を流布し、競争相手のビジネス信用や商品の評判を害してはならない。</p>
<p>第 15 条 入札者は入札談合し、入札の価格の引上げ或は引下げをしてはならない。</p> <p>入札者と応札者は結託し、競争相手の公正な競争を排除してはならない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 12 条 事業者がインターネットを利用して生産営業活動に従事している場合、本法の各規程を遵守しなければならない。</p> <p>事業者は技術的手段を利用してはならず、利用者を選択或はその他の方式に影響を及ぼし、下記に掲げる事業者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスの正常な営業を妨害、損壊その他に従事してはならない：</p> <p>(1)他の事業者の同意なく、当該合法的に提供されているインターネット商品或はサービス中に、リンクを挿入し、強制的に目的先に移動させること；</p> <p>(2)他の事業者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスを誤誘導、詐欺、利用者強制改修、閉鎖、アンインストールすること；</p> <p>(3)悪意により他の経営者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスと互換性をなくすること；</p> <p>(4)その他、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスの正常な営業を妨害或いは破壊すること。</p>
<p>第 3 章 監督検査</p>	<p>第 3 章 <u>被疑不正競争行為の調査</u></p>
<p>第 16 条 県クラス以上監督検査部門は不正競争行為に対し、監督検査を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 17 条 監督検査部門は不正競争行為を監査検査する時、以下に掲げる職権を行使することができる：</p> <p>(1)規定する手続に従い被検査事業者、利害関係者、証人に訊問するとともに証明資料或いは不正競争行為に関するその他の資料を提供することを要求する；</p> <p>(2)不正競争行為に関する契約、帳簿、票憑、文書、記録、業務通信及びその他の資料を照会、複製する；</p> <p>(3)本法第 5 条に規定する不正競争行為に関する財物を検査すること、必要に応じて、被検査事業者に当該商品の出所及び数量の説明、販売の一時停止、検査待ち（仮差押）、当該財物の移転、隠匿、廃棄の禁止を命じ</p>	<p>第 13 条 監督検査部門が被疑不正競争行為を調査する場合、下記に掲げる措置を取ることができる：</p> <p><u>(1)被疑不正競争行為の事業所に立ち入り検査を実施すること；</u></p> <p><u>(2)調査を受ける事業者、利害関係者及びその他の関係組織、個人を尋問し、当該関係状況の説明或は調査を受けた行為に関するその他の資料提供を要求すること；</u></p> <p><u>(3)被疑不正競争行為に関係する関連する協議書、帳簿、帳票、書類、業務通信及びその他の資料の照会や複製すること；</u></p>

<p>る。</p>	<p>(4)被疑不正競争行為に係る金品の差押え、押収すること； (5)被疑不正競争行為の事業者の銀行口座の照会すること。</p> <p>前項記載の措置をとる場合、監督検査部門の重要責任者に書面で報告するとともに許可を得なければならない。前第4項、第5項の規定の措置をとる場合、設定地域の市クラス以上の人民政府の監督検査部門の重要責任者に書面で報告するとともに許可を得なければならない。</p> <p><u>監督検査部門が被疑不正競争行為を調査する場合、「中華人民共和国行政強制法」及びその他の関係法律、行政規則の規定を順守するとともに、その処分結果を速やかに社会に公開しなければならない。</u></p>
<p>第19条 監督検査部門が不正競争行為を監督、検査する場合、被検査事業者、利害関係者及び証人は関係資料或は関係状況をありのままに提供しなければならない。</p>	<p>第14条 監督検査部門が被疑不正競争行為を調査する場合、調査を受ける事業者、利害関係者及びその他の関係組織、個人は関係資料或は状況をありのままに提供しなければならない。</p>
<p>第18条 監督検査部門の職員が不正競争行為を監督、検査する場合、身分証明書を呈示しなければならない。</p>	<p>第15条 監督検査部門及びその職員は調査手続き中に知りえた営業秘密について守秘義務を負う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第16条 <u>被疑不正競争行為に対して、如何なる組織及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は通報を受けた後法に基づき速やかに処理しなければならない。</u></p> <p><u>監督検査部門は通報を受理する電話、FAX 或は電子メールアドレスを社会に公開するとともに、通報人の秘密を保持しなければならない。実名による通報並びに関連事実及び証拠の提供に対して、監督検査部門は処理の結果を通報人に知らせなければならない。</u></p>
<p>第4章 法律責任</p>	<p>第4章 法律責任</p>
<p>第20条 事業者が本法に違反し被害を受けた事業者に損害を与えた場合、損害賠償の責任を負わなければならない。被害を受けた事業者の損失が計算しにくい場合、賠償額は侵害者が侵害期間に侵害行為により獲得した利益とする。また、被害を受けた事業者がその合法的權益を侵害した当該事業者の不正競争行為の調査に支出した合理的な費用を負担しなければならない。</p> <p>被害を受けた事業者の合法的權益が不正競争行</p>	<p>第17条 事業者は本法に違反し、他人に損害を与えた場合、民事上の責任を負わなければならない。</p> <p>事業者の合法的權益が不正競争行為で損害を受けた場合、人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、その権利侵害を受けた実際の損害により確定する。実際の損害が計算しにくい場合、侵害者が侵害により獲得した利益で確定する。賠償金額には事業者が権利</p>

<p>為により損失を受けた場合、人民法院に提訴することができる。</p>	<p>侵害行為を止めるために支出した合理的な費用が含まれなければならない。</p> <p><u>事業者が本法第 6 条、第 9 条の規定に違反し、権利者が権利侵害を受けることで実際の損害を受けた場合で、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが難しい場合、人民法院は権利侵害の情状に基づき権利者に 300 万元以下の賠償を与える。</u></p>
<p>第 21 条 事業者は他人の登録商標を偽証した場合、無断で他人の企業名称或は姓名を使用し、証明標識、有名標識など品質標識を偽造或は冒用した場合、原産地を偽造した場合、商品の品質を誤解させ誘引させる虚偽表示をした場合、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国産品品質法」の規定に基づき処罰する。</p> <p>事業者が無断で有名商品の特有な名称、包装、装飾を使用した場合、或は有名商品と類似の名称、包装、装飾を使用した場合、他人の有名商品と混同させ、購入者に当該有名商品と誤認させた場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならない。情状により、違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の罰金を科することができる。情状が重大な場合、営業許可証を取消すことができる。粗悪な商品を販売し犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>第 18 条 <u>事業者が本法第 6 条の規定に違反し誤認混同行為を実施した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法営業額が 5 万元以上の場合、違法営業額の 5 倍以下の罰金を併科することができる。違法営業額がない或は違法営業額が 5 万元未満の場合、25 万元以下の罰金を併科することができる。情状が深刻な場合、営業許可を取消す。</u></p> <p><u>事業者は登記した企業名称(商号)が本法第 6 条の規定に違反した場合、速やかに名称変更登記手続きをしなければならない。名称変更がされるまで、担当企業登記機関は当該名称を統一社会信用コードで代用する。</u></p>
<p>第22条 事業者は財物或いはその他の手段を用いた贈賄により商品を販売或は購入し、犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、監督検査部門は情状により1 万元以上20 万元以下の罰金を科することができる。違法所得がある場合、没収する。</p>	<p>第 19 条 <u>事業者が本法第 7 条に規定する他人に贈賄した場合、監督検査部門は違法所得を没収し、10 万元以上 300 万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、営業許可を取消す。</u></p>
<p>第 23 条 公共企業或は法に基づき独占的地位を有する事業者が、他人を限定し、その指定する事業者の商品を購入させることで、その他の事業者の公正な競争を排除した場合、省クラス或いは区設置の市の監督検査部門は違法行為の停止を命じ、情状により5 万元以上 20 万元以下の罰金を科することができる。指定された事業者はその被指定により質のわりに価格が高い商品或は費用をみだりに徴収した場合、監督検査部門は違法所得を没収しなければならない。情状により違法所得の2 倍以上3 倍以下の罰金を科することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 24 条 事業者が広告或はその他の方法を利用し、商</p>	<p>第 20 条 事業者が本法第 8 条に規定する当該商品で</p>

<p>品を誤解させ誘引する虚偽宣伝を行った場合、監督検査部門は違法行為の停止、影響の除去を命じなければならず、情状により1万元以上20万元以下の罰金を科することができる。</p> <p>広告事業者は、明らかに知りうる或は知りうべき状況において、虚偽広告の代理、設計、制作、配布した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するとともに法に基づき罰金を科しなければならない。</p>	<p>の虚偽或は誤解を受ける商業宣伝をした場合、或は、事業者は組織的な虚偽の取引などの方法に基づき、他の事業者の虚偽或は誤認するよう誘引する商業宣伝を幫助した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、20万元以上100万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、100万元以上200万元以下の罰金を科す。</p> <p>事業者が本法第8条の規定に違反し、虚偽広告の発表に属する場合、「中華人民共和国広告法」の規定に基づき処罰する。</p>
<p>第25条 本法第10条に違反して商業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならず、情状により1万元以上20万元以下の罰金を科することができる。</p>	<p>第21条 事業者が本法第9条に規定する営業秘密の権利を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10万元以上50万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50万元以上300万元以下の罰金を科す。</p>
<p>第26条 事業者が本法第13条に違反して懸賞景品付販売をした場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならず、情状によって1万元以上10万元以下の罰金を科することができる。</p>	<p>第22条 事業者が本法第10条に規定する懸賞景品付販売を行った場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、影響の除去、5万元以上50万以下の罰金を科す。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第23条 事業者が本法第11条の規定に違反し、競合相手のビジネス信用や商品の評判を害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、影響の除去、10万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50万元以上300万元以下の罰金を科す。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第24条 事業者が本法第12条の規定に違反し、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスの正常な営業を妨害、損壊した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50万元以上300万元以下の罰金を科す。</p>
<p>第27条 入札者が入札談合し入札の価格を上げたり、価格を下げたりしたりし、入札者が応札者と結託し、競争相手の公平な競争を排除した場合、その落札は無効とする。監督検査部門は情状によって1万元以上20万元以下の罰金を科することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第25条 事業者が本法の規定に違反し不正競争を行った場合、違法行為の結果を消除或は軽減する法定の情状がある場合、法に基づき行政処罰を軽く或は軽減する。違法行為が軽微であるとともに速やかに是正した場合で、危害が生じなかった場合、行政処罰をしない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第26条 事業者が本法の規定に違反し不正競争を行っ</p>

	<u>た場合、行政処罰を受け、監督検査部門は信用情報を記録するとともに関連法律、行政規則の規定に基づき公示する。</u>
(新設)	<u>第 27 条 事業者が本法の規定に違反した場合、民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならない、その財産では弁済が不足の場合、民事責任を負うことを優先する。</u>
第 28 条 事業者が受けた一時販売を停止命令に違反し、不正競争行為に関する財物を移転、隠匿、廃棄した場合、監督検査部門は情状により販売、移転、隠匿、廃棄された財物の価格の 2 倍以上 3 倍以下の罰金を科することができる。	第 28 条 監督検査部門が本法による職責を履行することを妨害、調査を拒絶や阻害した場合、監督検査部門は是正を命じ、 <u>個人には 5 千元以下の罰金、組織には 5 万元以下の罰金を科するとともに公安機関による治安管理処罰を下すことができる。</u>
第 29 条 当事者は監督検査部門の下した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書の受領日から 15 日以内に一ランク上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定に不服の場合、再審決定書の受領日から 15 日以内に人民法院に提訴することができる、また、直接人民法院に提訴することもできる。	第 29 条 当事者は監督検査部門の下した処罰決定に不服がある場合、法に基づき行政不服申立或は行政訴訟を提起することができる。
第 30 条 政府及びその所属部門は本法第 7 条に違反し、他人を限定しその指定事業者の商品を購入させ、その他の事業者の正当な経営活動を制限、或は商品が地域間を正常に流通することを制限した場合、上級機関は是正を命じる。情状が重大な場合、同クラス或いは上級機関は直接責任者を行政処分する。指定された事業者が指定された品質のわりに価格が高い商品を販売或いは費用をみだりに徴収した場合、監督管理部門は違法所得を没収しなければならない、情状により違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の罰金を科することができる。	(削除)
第 31 条 不正競争行為を監督検査する国家機関の公務員は職権を乱用し、職務をおろそかにして犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成していない場合、行政処分を与える。	第 30 条 監督検査部門の職員に職権乱用、職務怠慢、 <u>徇私舞弊(訳者注:汚職、私欲のために不正に法律を適用)或は調査手続き中に知り得た営業秘密を開示漏洩した場合、法に基づき処分する。</u>
第 32 条 不正競争行為を監督検査する国家機関の公務員は私利をむさぼり汚職をはたらき、本法に違反し犯罪を構成した事業者であると知りながら故意に庇護して起訴を逃れさせた場合、法に基づき刑事責任を追及する。	
(新設)	第 31 条 本法の規定に違反する場合、犯罪を構成し、法に基づき刑事責任を追及する。

第 5 章 付則	第 5 章 付則
第 32 条 本法は、1993 年 12 月 1 日より施行する。	第 32 条 本法は、2018 年 1 月 1 日より施行する。



【2】野生植物保護条例などの改正の公示(2017 年 10 月 23 日)

国務院は、10 月 7 日に決定された行政法規の改正を 10 月 23 日付の国務院令第 687 号として公示した。この公示には、15 の条例の部分的な改正を即日施行することが明示されており、知的財産権分野では、「中華人民共和国自然保護区条例」と「中華人民共和国野生動物保護条例」の改正が目され、特定指定動植物の採集の禁止やそうした地区への入場禁止や条件付き許可制へと改正された。

生物多様性条約と遺伝資源の採集については、名古屋議定書は公平な利益の分配について同意しているが、中国やブラジルなどは自由な採集については消極的立場をとっており、今回の改正は各地方の条例改正につながるものであるために、医薬品などの企業は注目すべきであろう。

関連サイト:

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-10/23/content_5233848.htm

●自然保護区条例(一部を翻訳)

第 27 条 1 項

自然保護区の中心地区へは何人も入ることを禁止する。科学研究のために、科学研究観測に従事するために中心地区に入る必要がある場合、事前に自然保護区管理機構に申請書と活動計画を提出するとともに、自然保護区管理機構の許可を得なければならない。その内、国クラスの自然保護区の中心地区に入る場合は、各省、自治区、直轄市の人民政府の関与する自然保護区行政主管部門の許可を得なければならない。

第 31 条

外国人が自然保護区に入る場合、事前に自然保護区管理機構に活動計画を提出するとともに、自然保護区管理機構の許可を得なければならない。その内、国クラスの自然保護区の中心地区に入る場合は、各省、自治区、直轄市の環境保護、海洋、漁業などの自然保護区行政主管部門の各責任者の許可を得なければならない。

外国人が自然保護区に入った場合、関係保護区の法律、法規と規定を遵守しなければならない。許可を得ずに入った場合、自然保護区内で標本などの採集活動を行うことはできない。

●野生植物保護条例(一部を翻訳)

第 16 条 1 項

国家トップレベルの野生保護植物の採集を禁止する。科学研究、人工培育、文化交流など特殊な必要性のために、国家トップレベルの野生保護植物を採集する場合、管理権限のある国務院林業行政主管部門或はその授権機構に採集証を申請しなければならない、或は採取地の省、自治区、直轄市の人民政府の農業行政主管部門或はその授権機構に採集証を申請しなければならない。

第 21 条 2 項

外国人が中国国内の農業行政主管部門が管理する国の重点保護野生植物の野外観察をする場合、農業行政主管部門が管理する国の重点保護野生植物が所在する省、自治区、直轄市の人民政府の農業行政主管部門の許可を得なければならない。

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

